

5 監督罰則

1 認定NPO法人等に対する所轄庁の監督

1. 認定NPO法人等に対する監督等	137
--------------------	-----

2 罰則規定

1. 罰則規定（認定・特例認定に関するもの）	140
------------------------	-----

認定NPO法人等に対する所轄庁の監督

1. 認定NPO法人等に対する監督等

認定NPO法人等は、税制優遇を得る一方で、社会的責任をしっかりと果たすことによって、より多くの市民に支えられることが求められています。そのため、NPO法の目的規定にある「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度」の実効性を確保するため、認定NPO法人等には毎事業年度終了後に役員報酬規程等の書類の提出が義務付けられています。

また、所轄庁は、認定NPO法人等の監督者として、NPO法に基づく報告、検査、勧告、命令等および認定(特例認定)の取消しの権限を有しています。

(1) 認定NPO法人等に対する報告および検査

- ① 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務もしくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(NPO法第 64 条第1項)。

- ② 所轄庁以外の関係知事(認定NPO法人等が主たる事務所と異なる都道府県内にその他の事務所を有する場合、当該その他の事務所が存在する都道府県の知事)は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務もしくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、その職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(NPO法第 64 条第2項)。

- ③ 上記①または②の検査については、次のように定められています。

ア 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記①または②の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(NPO法第 64 条第3項)。

イ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事が、上記①または②の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記③アの書面の提示を要しないものとされています(NPO法第 64 条第4項)。

ウ 上記③イの場合、所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に対し上記③アの書面を提示させるものとされています(NPO法第 64 条第5項)。

エ 上記①または②の検査をする職員が、当該検査により上記③アまたはウで理由として提示した事項以外の事項について、①または②の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、③アまたはウの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(NPO法第 64 条第6項)。

オ ①または②の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(NPO法第 64 条第7項、第 41 条第3項、第4項)。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

- ① 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)②アからウの認定または特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(NPO法第 65 条第1項)。
- ② 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、(4)②ア(「第Ⅱ章 認定基準の概要 1 認定NPO法人の9つの基準」の3号基準は除きます。)からウの認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(NPO法第 65 条第2項)。
- ③ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、上記①または②の勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(NPO法第 65 条第4項)。
- ④ 上記①および②の勧告ならびに③の命令は、書面により行うよう努めなければならないとされています(NPO法第 65 条第5項)。
- ⑤ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、上記①もしくは②の勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表することとされています。また、③の命令をしたときは、同様の方法により命令をした旨を公示することとされています。(NPO法第 65 条第3項・第6項)。
- ⑥ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、①もしくは②の勧告または③の命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(NPO法第 65 条第7項)。
 - ア「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)①(暴力団又はその構成員等に限る)および⑥の事由
警視総監または道府県警察本部長
 - イ「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)④および(1)⑤の事由
国税庁長官、関係都道府県知事または関係市町村長

(3) 認定NPO法人に対するその他の事業の停止

- ① 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が、当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(NPO法第 66 条第 1 項)。
- ② 所轄庁は、上記①の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(NPO法第 66 条第2項、第 65 条第5項、第6項)。

(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

- ① 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定または特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(NPO法第 67 条第1項、第3項)(134 ページ参照)。
 - ア 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については 69 ページを参照)のいずれかに該当するとき
 - イ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ウ 正当な理由がなく、上記(2)③の命令または(3)①のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - エ 認定NPO法人等から認定または特例認定の取消しの申請があったとき
- ② 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(NPO法第 67 条第2項、第3項)。

- ア 第Ⅱ章「認定基準の概要 1 認定NPO法人の9つの基準」3号基準、4号基準①、②もしくは③、7号基準(33 ページ参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- イ 事業報告書等を期限内に所轄庁に提出しないとき、認定NPO法人等が果たすべき情報公開義務(NPO法第 52 条第4項、第 54 条第4項)に違反して書類を閲覧させないとき
- ウ 上記②アおよびイのほか、法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ③ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
 - ア 上記(4)①または②の認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(NPO法第 67 条第4項、第 43 条第3項)。
 - イ 所轄庁は、上記③アの請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(NPO法第 67 条第4項、第 43 条第4項)。
 - ウ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(NPO法第 67 条第 4 項、第 49 条第1項、第2項)。
 - エ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(NPO法第 67 条第 4 項、第 65 条第7項)。
 - (ア)「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)①(暴力団又はその構成員等に限る)および⑥の事由
警視総監または道府県警察本部長
 - (イ)「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)④および(1)⑤の事由
国税庁長官、関係都道府県知事または関係市町村長

認定取消しの影響

認定・特例認定を取り消した場合、上述のとおり所轄庁はインターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています。法人にとって大きなイメージダウンになりますし、取消し後は当然税制優遇も受けられませんから、そうと知らずに寄附をした寄附者に迷惑がかかる可能性があります。

さらに、みなし寄附金制度(24 ページ参照)を適用していた認定NPO法人がその認定を取り消されたときは、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されてしまうというペナルティがありますので、そのようなことにならないよう、認定取得後も適正な組織運営を継続していけるよう、十分注意しましょう。

罰則規定

1. 罰則規定(認定・特例認定に関するもの)

NPO法では、所轄庁の勧告、命令や法の規定に違反した場合には、以下の罰則が設けられています。

(1) 6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定または認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられます(NPO法第77条)。

(2) 50万円以下の罰金

以下の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(NPO法第78条、第79条)。

- ① 認定NPO法人または特例認定NPO法人でない者であって、その名称または商号中に、認定NPO法人または特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(NPO法第50条第1項、第62条、第78条第2号、第4号)
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人または特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称または商号を使用した者(NPO法第50条第2項、第62条、第78条第3号、第5号)
- ③ 正当な理由がないのに、「認定NPO法人等に対する勧告、命令等」(138 ページ参照) (2) ③の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(NPO法第65条第4項、第78条第6号)
- ④ 正当な理由がないのに、「認定NPO法人に対するその他の事業の停止」(138 ページ参照) (3) ①の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(NPO法第66条第1項、第78条第7号)

(3) 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事または清算人は、20万円以下の過料に処せられます(NPO法第80条)。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(NPO法第52条第1項、第53条第1項)、の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をしたとき(NPO法第80条第3号)
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類および役員報酬規程等の備え置きの規定(NPO法第54条第1項、第2項、第3項、第4項)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、またはこれに記載すべき事項を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき(NPO法第80条第4号)
- ③ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、もしくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等、役員名簿および定款等の提出の規定(NPO法第49条第4項、第53条第4項)または事務所が2以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(NPO法第52条第2項)、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定(NPO法第55条第1項、第2項)に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類(「事業年度終了後3か月以内の報告」(113 ページを参照))の提出を怠ったとき(NPO法第80条第5号)
- ④ 「認定NPO法人等に対する報告および検査」(137 ページを参照) (1) ①もしくは②による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(NPO法第80条第10号)